

古代日本の暦に就て (7)

S · I 生

今日まで號を追ふて述べた所を茲で一先づまとめて見ると、神代の暦の存在は十分肯定する事が出来ると思ふ。簡單に結論を述べると、次の通りとなる。

- (1) 年と日とは古事記、日本書紀、共に神代の卷に記事があり、又、暦の成立の過程から推しても、神代に於て、年と日は既に存在したと云ふことが出来る。
- (2) 月は月讀命の御名より推して、又、月立、望、晦等の和名により、更に暦の成立の過程より判斷して、其の存在を認めることが出来た。
- (3) 日数は、「八日八夜」と云ふ風に、晝と夜とを別々に數へた。
- (4) 春夏秋冬の四季の和名も、夙に神代からあつた。
- (5) 一年の始めは春であつて、霞が立つのを見て年の改まるのを知つた。
- (6) 月々の和名も、その起源は、古く神武天皇御東征の頃から存在した。月数は十二ヶ月であつた。然し閏年があり、従つて、閏月が置かれたか何うかは、判然しない。(閏月に就ては後に考察することにする)
- (7) 神代に於ける一年の總數が何日であつたかは、適確に知る材料がない。
- (8) 年、月、日、三つの時間單位の相互關係は、如何であつたか？今一つ判然と知ることが出来ない。

さて、一年の總日数は、相當の年月を経る間には大体は決定して来る筈のもので、春霞の立つた時を春の初めとして居ては、實際の日數を読む上に於て、十日乃至二十日は、年により、氣候により、其の時日に早晚があるのであるが、長い歳月を経て行く間には、自然と一年の日數は一定して來て、結局は366か、365日 $\frac{1}{4}$ の、一年の總日數を把握するに至ることは自然であり、容易に考へられることである。そして一年の總日數が決まつて來れば、十二ヶ月の一年を何度繰返して行く間には、當然置閏の問題も生じて來るだらう。

出雲國造神賀詞は、天孫降臨以來行はれて來た祝詞であると云はれて居るが(之には多少異論もあるが)其の中に

『八十日日^{やそかひ}は在れども、今日の生日^{いくひ}の足日^{たもひ}に』

と云ふことが載つて居る。八十日日とは、日の數の多いことを述べて居るのであるが、之は神代で八十日まで數へた記録と見ることも出来る。又、生日と云ふのは、生き榮える日、足日と云ふのは、事の足り滿つる日と云ふので、共に“吉き日”と云ふ意味になる。日を數へ、又、日の吉凶を擇んだことも、想像出来るのである。

猶、古事記神代卷に、素盞男命の御子大年神(穀物の神)と伊弉比賣との間に生れ給ふた五柱の神に、大國御魂神、韓神、曾富理神、向日神、聖神が居られたことが載つて居るが、韓神の韓は朝鮮のことであり、曾富理神の曾富理は新羅の國曾戸茂梨のことで、牛頭の意味となる。向日神は日の方向によつて家相と地相と曆日を察するのを司つた神(南方熊楠氏説)で、聖神の聖は日知の意味で、日の吉凶を司つた神であると云ふ。(村田春海・柳田國男氏説)甚だ興味ある説だと思ふ。

支那の上代の書物である書經の虞書堯典には、『帝曰く、咨汝羲和と和と、莽は三百有六旬有六日あり。閏月を以て四時を定め歳を成す』と載つて居るが、莽は一週年、旬は十のことであつて、即ち帝堯(皇紀前1695年頃)の時既に支那に於て斯くの如き曆が存在したこととなるが、此の事實の眞偽は兎に角として、宋の祖沖之(皇紀1100年頃)の言に依れば、黃帝曆などの支那上代の曆は、後漢の四分曆と同様、一年の總日数は365日 $\frac{1}{4}$ であつて、閏月を置いたと云ふから、余程古くから可成り高度の曆が存在したと云ふことが出来る。

然し、吾が神代の曆は現在我々が知る處では、固有のものであつて、支那から傳來したものではないらしい。月立など云ふ和名のこと、晝と夜と別々に數へたことなど、其の著しい例であらう。平田篤胤が説いた様に、少彥名神や大國主命が支那に渡られ、彼國に我國の曆を傳へられたと斷ずることは差控へることとするが、兎に角、日本へ支那の曆が来る以前から既に我國には上に述べた様な獨特の固有曆があつたと云ふことが出来るし、他方、本居宣長が眞曆考に説いた様な所謂自然曆の存在も認めることが出来るのである。之は一見矛盾ある所論の如くであるが、曆の成立の過程の順から行けば、眞曆考の中に書いてある様な天地自然の曆は、先づ最初のものであり、此の自然曆が進化して來て、筆者の考證した如き神代曆と成るもので、謂はゞ、神代曆は其の次に來るべきものなのである。そして神武天皇御東征頃になつて、支那人或は朝鮮人が我國に漂着或は渡來して來て、御東征甲寅の年の頃、初めて干支による日の記録法が用ひられる様になつたが、其後も神代曆は長く大和民族の間に於て用ひられたもので、夫れは筆者が本論文冒頭に於て述べた様な古代曆とは別個の存在であつた様である。之れは後述する處により次第に明確になつて來ることと思ふ。

さて魏志倭人傳に述べてゐる倭國とは、當時の日本の何處を指して居たか、詮索することは今暫く措くこととするが、前漢書の地理志にも、倭國は百余國に分れて居たことを述べて居る。之は國郡が多數の區劃に分れて居たことを記述して居るのであつて、其の國々によつて、昔ながらの神代曆を用ひたり、或は舶來の古代曆を用ひたりしたものと、推定することが出来るのであつて、又、

神代暦はおろか、倭人傳に記して居る様な、單に“春耕秋收を計つて年紀とした”地方もあつたのであらう。偶々魏略の著者魚泰は、其の狀態を報告して、其様なことを書いたのであらう。

書紀崇神天皇の十年(皇紀573)の條に、『遠^{さほく}荒人等正朔^{にのひささのり}を受けず、是れ未^{きみ}だ王^み化^{おもむけ}に習はれざるか』と云ふことが見へて居る。此の正朔と云ふことについては、二つの説があり、一は暦のことであるとし、他は、正朔と云ふのは、漢文の潤飾であつて、法律又は命令のことと解すべきものであると云ふ。前者は、中根元主が皇和通曆に於て採る所であり、後者は、伴信友が比古婆衣に於て之を反駁せる所のものである。

誠に、意味は信友の云ふ通り解さねばならぬと思ふが、正朔と殊更に日本書紀に記して居る以上は、只、潤飾とのみ解するは如何か? 筆者は、之を以て、我國上代に於て少くとも二つ以上の種類の暦が行はれて居た有力なる證據と考へるのである。併し、何處の郡で何の暦が用ひられ、何處の地方で何の暦が用ひられて居なかつたと云ふ様なことは、適確に云ふことが出来ないが、上代の諸國の郡名郷名に日置^{ひおき}と云ふの^{ひおき又へき}があり、又、姓氏に日奉^{ひまつり}氏、民部に日置部^{ひおきべ}、日祀部^{ひまつりべ}と云ふがあるので、古記録によつて、其の分布を臆けながらも推定出来るのである。

最古の和漢辭書である倭名類聚鈔(皇紀1590年頃)には、郡名として、薩摩國に日置^{ひおき}(比於木)と云ふのが載つて居る。又、日置郷として次の通り十四個の地名が記されて居るのである。

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 1 安房長狹郡 ^{ながさの} | 6 大和葛上郡 ^{かつらぎのかみの} | 11 出雲神門郡 ^{かつたの} |
| 2 越後蒲原郡 ^{かみはらの} | 7 丹波多紀郡 ^{たきの} | 12 周防佐婆郡 ^{さばの} |
| 3 能登珠洲郡 ^{すいの} | 8 丹後與謝郡 ^{よきの} | 13 長門大津郡 ^{をいつの} |
| 4 尾張海部郡 ^{あまの} | 9 但馬氣多郡 ^{けたの} | 14 肥後玉名郡 ^{たまいの} |
| 5 伊勢壹志郡 ^{いちしの} | 10 因幡氣多郡 ^{けたの} | |

日置部は、毎日日數を読み、月を數へ、年を計へる一つの役で、又、日置(比於木)と簡單に云ふ。更に幣岐(へき)又は比伎(ひき)、又、約言して置(おき)とも云ふ。孝昭天皇(皇紀186—268)の皇后を世襲足媛と申すが、舊事紀には『世襲足命亦名日置姫命』と申し奉つた事が記載せられて居る。古事記には『尾張連の祖奥津余曾の妹名は余曾多本毘賣命』となつて居る。之れは日置と云ふ言葉の記録に見える最初であらう。

(皇紀2600年7月5日夜)